



近畿ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年7月1日

近畿ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、近畿ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

【近畿ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	変形性膝関節症等、膝のみの疾患に対する初診日の膝 X-P と下肢 X-P それぞれの算定は、原則として認められない。	膝関節 X-P 撮影は、膝関節の局所評価(関節裂隙や骨棘の有無等)であり、下肢全長 X-P 撮影は、アライメント評価(荷重線の膝関節での通過位置や内反変形、外反変形の程度)で両者は補完関係にあり、変形性膝関節症等の再建手術計画では必要になる。 膝関節と下肢全長の X-P 撮影は、同一の部位に対する同一の方法による撮影であることから、一連での算定が妥当であることから本取扱いとした。	適用年月 令和8年10月 診療分
2	産褥性を除く乳腺炎に対する J119 消炎鎮痛等処置「1」マッサージ等の手技による療法の算定は、原則として認められない。	乳腺炎に対する J119 消炎鎮痛等処置(1 日につき)「1」マッサージ等の手技による療法の算定は、原則認められない。として近畿ブロックの取決めとして統一した。 今般「審査の一般的な取扱い」として、産褥性乳腺炎に対する J119 消炎鎮痛等処置「1」マッサージ等の手技による療法の算定は、原則として認められる。と示されたことから、再検討した結果、産褥性乳腺炎は、産後の授乳期間中の乳汁のうっ滞や細菌感染が原因で乳腺に炎症が生じた疾患であり、その症状緩和のため乳房マッサージは必要な処置であるため、産褥性以外の乳腺炎とは区別する取決とした。	適用年月 令和8年10月 診療分

No.	取扱い	根拠	備考
3	腹腔内手術時の吸引留置カテーテル(能動吸引型)の算定は、原則として認められる。	<p>腹腔内手術における能動吸引型吸引留置カテーテルは、術後の腹腔内出血、胆汁漏、消化液漏れなどの排液や死腔に貯留する滲出液を陰圧を用いて効率的に体外へ排出し、感染や合併症を低減する目的で使用する。</p> <p>特に消化器外科(膵切除や肝切除など)において、滲出液や血液を積極的に吸引するために使用する。</p> <p>一方、受動吸引型吸引留置カテーテルは、滲出液や膿を自然排液また微弱な陰圧で持続的に排出するために使用する。</p> <p>重力や毛細管現象に頼る受動的ドレーンより、粘稠度の高い排液も効率よく排出することができ、また閉鎖回路を用いるため、外部からの細菌侵入リスクが抑えることができる一方で、閉塞のリスクや管理の複雑さはあるものの、受動型ドレーンと比べてもメリットが高いことから腹腔内手術における能動吸引型吸引留置カテーテルの算定は、原則として認められると判断した。</p>	適用年月 令和8年10月 診療分
4	卵巣機能の評価、卵巣腫瘍等の診断及び膣炎等の炎症疾患に対する細胞診(婦人科材料)の算定は原則として認められない。	<p>卵巣機能不全や不妊症等におけるホルモン活性診断にはエストラジオール(E2)値測定、卵巣腫瘍等の診断には超音波検査、膣炎等の炎症性疾患には細菌培養同定検査等、それぞれ細胞診よりも直接的な検査法が存在することから、これらの疾患に対する細胞診の算定は保険診療上不適切と判断した。</p>	適用年月 令和8年10月 診療分
5	緑内障、高眼圧症、そのほか、関連する傷病名なく、眼内手術の術前検査としての D274 前房隅角検査の算定は、原則として認められない。	<p>D274前房隅角検査の通知において、「前房隅角検査とは、隅角鏡を用いて行う前房隅角検査であり、緑内障等の場合に行う。」と示されていることから、術前検査として当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。</p>	適用年月 令和8年10月 診療分

本件に関する問合せ先

近畿審査事務センター

外科審査室 脳外科・外科審査課(TEL:06-7222-1117) (No1~No3)

混合審査室 眼科・産婦人科審査課 (TEL:06-7222-0651) (No4~No5)